

議案番号 提案課名	件 名 内 容																									
報告第1号	専決処分事項の報告及びこれの承認を求めることについて (三田市市税条例の一部を改正する条例の制定)																									
税 務 課	<p>【改正趣旨】</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布、同年4月1日に施行されたこと等に伴い、当該条例についても早急に改正する必要があるため、同年3月31日付けで専決処分したので、これの承認を求めるもの。</p>																									
	<p>【改正内容】</p>																									
	<p>①地方税法施行規則様式の新設に伴う改正（納付書の様式が追加）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民税関係（第46条） ・法人市民税関係（第48条第1項、第5項、第50条第1項） ・たばこ税関係（第98条第1項、第5項、第101条第1項） 																									
	<p>②軽自動車税（種別割関係）（第16条）</p> <p>営業用乗用車等種別割のグリーン化特例※₁の見直し</p> <p>排ガス性能及び燃費性能に優れた車両について、新規登録の翌年度分※₂の種別割を軽減するグリーン化特例について、下表のとおり対象となる取得期間を最長3年間延長するもの。</p>																									
	<p style="text-align: center;">営業用乗用車</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">軽減率</th> <th style="width: 40%;">現行（取得期間） (R3.4.1～R5.3.31)</th> <th style="width: 20%;">改正後（取得期間）</th> <th style="width: 30%;">三田市市税条例 (改正後)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75%</td> <td>電気・燃料電池・天然ガス自動車・プラグインハイブリッド車</td> <td>R5.4.1～R8.3.31</td> <td>付則第16条第2項</td> </tr> <tr> <td>50%</td> <td>R12燃費基準90%達成 ガソリン車・ハイブリッド車</td> <td>R5.4.1～R8.3.31</td> <td>付則第16条第3項</td> </tr> <tr> <td>25%</td> <td>R12燃費基準70%達成 ガソリン車・ハイブリッド車</td> <td>R5.4.1～R7.3.31</td> <td>付則第16条第4項</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">営業用乗用車以外（自家用乗用車、自家用貨物車、営業用貨物車）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">軽減率</th> <th style="width: 40%;">現行（取得期間） (R3.4.1～R5.3.31)</th> <th style="width: 20%;">改正後（取得期間）</th> <th style="width: 30%;">三田市市税条例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75%</td> <td>電気・燃料電池・天然ガス自動車・プラグインハイブリッド車</td> <td>R5.4.1～R8.3.31</td> <td>付則第16条第2項</td> </tr> </tbody> </table>			軽減率	現行（取得期間） (R3.4.1～R5.3.31)	改正後（取得期間）	三田市市税条例 (改正後)	75%	電気・燃料電池・天然ガス自動車・プラグインハイブリッド車	R5.4.1～R8.3.31	付則第16条第2項	50%	R12燃費基準90%達成 ガソリン車・ハイブリッド車	R5.4.1～R8.3.31	付則第16条第3項	25%	R12燃費基準70%達成 ガソリン車・ハイブリッド車	R5.4.1～R7.3.31	付則第16条第4項	軽減率	現行（取得期間） (R3.4.1～R5.3.31)	改正後（取得期間）	三田市市税条例	75%	電気・燃料電池・天然ガス自動車・プラグインハイブリッド車	R5.4.1～R8.3.31
軽減率	現行（取得期間） (R3.4.1～R5.3.31)	改正後（取得期間）	三田市市税条例 (改正後)																							
75%	電気・燃料電池・天然ガス自動車・プラグインハイブリッド車	R5.4.1～R8.3.31	付則第16条第2項																							
50%	R12燃費基準90%達成 ガソリン車・ハイブリッド車	R5.4.1～R8.3.31	付則第16条第3項																							
25%	R12燃費基準70%達成 ガソリン車・ハイブリッド車	R5.4.1～R7.3.31	付則第16条第4項																							
軽減率	現行（取得期間） (R3.4.1～R5.3.31)	改正後（取得期間）	三田市市税条例																							
75%	電気・燃料電池・天然ガス自動車・プラグインハイブリッド車	R5.4.1～R8.3.31	付則第16条第2項																							
<p>※₁グリーン化特例</p> <p>環境性能の優れた軽四輪の普及を促進するため、平成28年度課税分から導入された。課税初年度のみ軽減され2年目からは標準税額となる。</p> <p>※₂軽自動車税は、取得した日の属する年度の翌年度に課税される。 (例)</p>																										

	標準	75%軽減	50%軽減	25%軽減
営業用乗用車	6,900 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円

③固定資産税等の課税標準の特例関係（付則第10条の2、第10条の3）

参照している地方税法の条項にずれが生じたことによって改正するもの。

【施行期日】

令和5年4月1日